

議案第百六号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十九日

提出者 港 区 長      武   井   雅   昭

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

港区立学校設置条例（昭和三十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

同      赤坂中学校

同      赤坂九丁目二番三号

を

同      赤坂中学校

同      南青山一丁目十八番十二号

に改める。

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

（説明）

赤坂中学校の位置を変更するため、本案を提出いたします。